

調査内容

I	調査地	群馬県桐生市 人口 121,043人 面積 274.57km ² H25.3.31現在
	調査月日	平成25年8月6日(火)
	調査事件	議員政治倫理条例について
	概要	<p>(1) 制定に至った経緯について 平成21年に「議会基本条例」や「議員政治倫理条例」の制定が検討され、同年6月23日に地方分権・地方自治調査特別委員会(委員11名)を設置した。 当時から議会内で問題とされていた議員による情報発信のあり方など、議員のモラルにかかわるさまざまな問題を抜本的に解決することが最優先課題であるとの判断の下、「議員政治倫理条例」の制定に向けた素案づくりに着手した。 約2年間で24回の会議を開き、23年11月30日に賛成多数で可決、成立し、同年3月1日から施行した。</p> <p>(2) 制定の際に議論となった事項について 議員の責務として次のことを重視した。 ① 市民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する倫理性を保つ。 ② 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにする。 ③ 請負契約等の辞退について</p> <p>(3) 条例の適用事例等について 適用例はないが、条例施行後の一部議員のツイッターでの発言について、区長外町会長、農業関係団体を初め9団体6事業所から辞職を求める要望書の提出及び700件を超える苦情・抗議を受けた例があり、これが発端となり懲罰(除名)が可決している。(当該議員に対しては、別件で問責決議2回、その他の決議2回、懲罰1回が提出され、可決している。)</p> <p>(4) 制定後、議員の意識に変化はあったか。 多くの議員は条例を遵守したことから効果があったと考えられるが、常に問題を起こしている議員には効果がなかったようだ。なお、本条例が適用されない場合や、それを超えているような言動等については、懲罰、問責決議、辞職勧告等で対応している。</p> <p>(5) 政治倫理審査会の運用について 条例の適用例がないことから審査会は開いていない。</p>

	委員会の まとめ	<p>岩沼市議会では、不穏当な発言を行ったり、ブログや議会報告で間違いや事実に基づかない情報発信がなされるなどの問題があり、また、市職員への恫喝及び公正な職務を妨げる行為等について、議会基本条例見直し検討特別委員会において「議会基本条例」の見直しを行っているほか、議会運営委員会においても関連した議論を行っていることから、次の事項について検討が必要と考える。</p> <p>(1) 議員の情報発信は、誤解・疑惑を持たれないようにするため、また、市職員への恫喝及び公正な職務を妨げる行為等を防止するため、新たに議員政治倫理条例を制定する必要があると考える。</p> <p>(2) それでも対応できない場合は、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じる必要があると考える。</p>
--	-------------	--

II	調査地	<p>栃木県大田原市</p> <p>人口 76,265人 面積 354.12km² H25.3.31現在</p>
	調査月日	平成25年8月7日(水)
	調査事件	議員倫理条例について
	概要	<p>(1) 制定に至った経緯について</p> <p>市民の厳粛な信託を受けた地位にある市議会議員が、それを認識し市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、公正かつ誠実にその職務を行うことにより、市政の発展に寄与することを目的とした、政治倫理規程制定の機運が高まったことによる。</p> <p>(2) 制定の際に議論となった事項について</p> <p>栃木県内で制定している自治体の条例を参考にしたことや、当時、議員定数21名中、与党が16名を占めていたこともあり、活発な議論はなかった。</p> <p>(3) 条例の適用事例等について</p> <p>二人の議員に関する事件があり、議員倫理委員会での審査を経て、議長が措置を行った。</p> <p>違反とされた事件は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 議員と一般市民間の金銭貸借に係る事件 ② 政務調査費の不正使用事件 ③ 自己機関誌への市長及び職員に対する誹謗中傷並びに虚偽事項等の記事掲載に係る事件 <p>の3件である。</p> <p>議員倫理委員会の審査結果を受け、倫理基準違反として議長が講じた措置は、</p> <p>㊦ 本会議、委員会等の議会公務への1か月の出席自粛</p>

		<p>及び市の公式行事等への出席自粛</p> <p>④ ㉗と同じ措置だが、議会公務への出席自粛期間を 3 か月としたもの</p> <p>㉘ ④と同じ措置だが、出席自粛の範囲に議会公務のほか会派活動を加えたもの、及び次の議会において議場で謝罪すること、並びに議長の措置に適正に対応しない場合は、次の議会で議員辞職勧告決議を行う、の3回である。</p> <p>(4) 制定後、議員の意識に変化はあったか。 議会全体では意識は高まったものと考えられるが、条例制定後にも事件が発生していることから、一部の議員には条例制定の趣旨が伝わらなかったようだ。</p> <p>(5) 政治倫理審査会の運用について これまで3事件について審査請求が出され、それぞれ委員会を設置し審査を行ってきた。その結果を受け、議長は条例に基づく措置を行うとともに、議会広報紙で措置結果を公表してきた。</p>
	調査事件	政務調査費について
	概要	<p>(1) 条例の廃止に至った経緯について 一部市議から、最大会派の政務調査費（19年度）の全額返還を求める訴えが起こされ、18万円を返還せよとの地裁判決があった。（使途基準で認められていない視察に係る日当を支給したことは違法とされた。） 地裁判決を受け、会派代表者会議で対応を協議し、政務調査費の廃止を決定した。 条例廃止は市長提案で行ったが、廃止の決定は議会が自ら行ったという位置付けである。（21年9月議会で可決）</p> <p>(2) 条例廃止に伴う議員報酬との関係について 以前から減額措置を講じていた議員報酬の引き上げ等はず、政務調査費の廃止後も引き続き減額率を調整し、議員報酬減額の延長を行った。</p>
	委員会のまとめ	<p>議員は、疑惑や事実に基づかない情報発信等が議会基本条例や倫理条例に反していると指摘を受けたときは、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにすることが必要である。また、市職員の公正な職務を妨害する行為等が発生し、指摘されても謝罪や発言取消し等の対応を誠実に行わない場合は、再発防止の観点から大田原市のような議員倫理条例を制定する必要があると考える。</p> <p>政務活動費については、岩沼市議会においても不正使用等が発生した場合は、問責決議等の対応を行うほか、今後のあり方について検討していく必要があると考える。</p>